

仕 様 書

件 名：公用車両借受

1 車 種	普通自動車（乗用）、4 ドア以上、7～8 人乗
2 規 格	<p>(1)総排気量 1,797CC 以上 (2)駆動ミッション 四輪駆動 (3)ミッション形式 オートマチック又はCVT (4)塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系 3 台すべて統一された色ではなくても可とする。 (5)乗車定員 7 人以上 (6)環境対応 ハイブリッド車（ガソリン）又はクリーンディーゼル ハイブリッドガソリン：排出ガスは平成 17 年排出基準に対し有害物質を 75%以上低減又は平成 30 年基準に対し有害物質を 50%低減、令和 2 年度燃料基準以上。 クリーンディーゼル：平成 21 年排出ガス基準適合、かつ平成 27 年度燃料基準を満たすもの。</p> <p>適合品 <u>トヨタノア 6AA-ZWR95W</u> 及び<u>三菱デリカ D:5 3DA-CV1W</u> ※規格を示す例として「適合品」をしめしているが、当該製品を指定するものではない ※適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等仕様書の同等品条件を満たしていることが分る書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書（原本）を提出すること。</p>
3 付 属 品	①エアコン ②スタッドレスタイヤ 4 本（アルミホイール付） ③スペアタイヤ又はパンク修理キット ④スノーヘルパー ⑤スノーブレード ⑥ゴム製フロアマット（全席） ⑦スノーマット（運転席を除く全席分） ⑧カーナビゲーションシステム（TV なし） ⑨リアカメラ ⑩標準工具一式（フロアジャッキ含む） ⑪サイドバイザー一式 ⑫AM・FM ラジオ ⑬ドライブレコーダー（全方位 2 カメラ）
4 年式指定	令和 6 年以降（新規登録）
5 リース料に含む項目	① 登録納車諸費用 ② 自動車取得税 ③ 自動車重量税 ④ 自動車賠償責任保険 ⑤ 自動車税 ⑥ 任意保険 ⑦ 車検 ⑧ 法定定期点検整備 ⑨ 定期点検（6 ヶ月） ⑩ 事故処理 ⑪ 事故修理（車両保険付保持） ⑫ 一般修理・一般消耗部品交換 ⑬ オイル・油脂類交換（補充を含む） ⑭ バッテリー交換 ⑮ 夏・冬タイヤ必要数（交換及び保管） ⑯ 定期点検、法定点検、車検及び修理（事故時含む）時の代替者
6 借受期間	令和 6 年 1 1 月 1 日～令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日（60 カ月）
7 納入期限	令和 6 年 1 1 月 1 日（納入日については事前に協議すること。）
8 借受台数	3 台
9 年走行距離	一台あたり約 12,000 km ※この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする。

10 引渡場所	札幌市北区土木部維持管理課（北区太平 12 条 2 丁目 1-7）
11 検査場所	札幌市北区土木部維持管理課（北区太平 12 条 2 丁目 1-7）
12 保管場所	札幌市北区土木部維持管理課（北区太平 12 条 2 丁目 1-7）
13 保険加入	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限：無制限 ・対人保険：無制限 ・対物保険：無制限（免責額なし） ・搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき死亡時 3,000 万円 ・車両保険：時価（免責額なし） ・札幌市のフリート割引がある場合は、これを適用すること。 <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
14 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、12 カ月法定点検を含む。）及び車検に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。</p> <p>(2) 定期点検、車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理及び修繕は、札幌市の指示に従い受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) カーナビゲーションシステムは、借受期間中に 1 回以上更新すること。</p> <p>(5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは 3 シーズン経過後に新品のタイヤを手配すること。</p> <p>(6) タイヤの履き替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。</p> <p>(7) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>
15 費用負担	<p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、ウィンドウウォッシャー液及びパンク修理費は札幌市の負担とし、そのほかに要する一切の経費は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者双方とも容器内 100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合は、札幌市と協議するものとする。</p>
16 その他	<p>(1) 仕様書等に記載のない事項は、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(2) 納入期限までに納車ができない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車については、ハイブリット自動車でないもの、また、業務に支障のない範囲で上記に示した規格・装備・付属品等の要件を満たさない車も認める場合がある。）</p> <p>(3) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p> <p>(4) 借受期間終了後における当該借受物品の買取又は再リースについて、受注者と札幌市は協議できることとする。</p> <p>(5) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。</p>
17 担当課	札幌市北区土木部維持管理課 （札幌市北区太平 12 条 2 丁目 1 番 7 号）